

第九十四回国会 衆議院 商工委員会 議 録 第 五 号

昭和五十六年三月十八日(水曜日)

午前十一時四分開議

出席委員

委員長 野中 英二君

理事 堀山 静六君

理事 原田昇左右君

理事 後藤 茂君

理事 北側 義一君

理事 天野 公義君

理事 浦野 休興君

理事 島村 宜伸君

理事 泰道 三八君

理事 鳩山 邦夫君

理事 水平 豊彦君

理事 栗山 明君

理事 城地 豊司君

理事 山本 幸一君

理事 長田 武士君

理事 小林 政子君

理事 阿部 昭吾君

出席國務大臣

通商産業大臣 田中 六助君

出席政府委員

公正取引委員長 劍持 浩裕君

通商産業省通商 藤原 一郎君

政策局長 宮本 四郎君

通商産業省産業 宮本 四郎君

政策局長 宮本 四郎君

通商産業省立地 松村 克之君

公署局長 石坂 誠一君

工業技術院長 石坂 誠一君

資源エネルギー 森山 信吾君

庁長官 志賀 孝君

資源エネルギー 志賀 孝君

庁長官 志賀 孝君

資源エネルギー 石井 賢吾君

庁長官 石井 賢吾君

英雄君

渡部 恒三君

清水 勇君

宮田 早苗君

植竹 繁雄君

奥田 幹生君

田原 隆君

橋口 隆君

林 義郎君

宮下 創平君

上坂 昇君

中村 重光君

渡辺 三郎君

武田 一夫君

伊藤 公介君

委員外の出席者

中小企業庁計画 木下 博生君

部長 山崎 衛君

中小企業庁指導 山崎 衛君

部長 山崎 衛君

中小企業庁小規 村野啓一郎君

模企業部長 村野啓一郎君

消防庁危険物規 椎名 泰君

制課長 椎名 泰君

商工委員会調査 中西 申一君

室長 中西 申一君

委員の異動

三月十八日

辞任

水田 稔君

同日

辞任

中村 重光君

補欠選任

中村 重光君

水田 稔君

同日

辞任

中村 重光君

補欠選任

中村 重光君

水田 稔君

同日

辞任

中村 重光君

補欠選任

中村 重光君

本日の会議に付した案件

石油備蓄法の一部を改正する法律案(内閣提出 第二〇号)

○野中委員長

これより会議を開きます。

内閣提出、石油備蓄法の一部を改正する法律案

を議題とし、質疑を行います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し

ます。中村重光君。

○中村(重)委員

エネルギー全般に対してお尋ね

をしたいのだけれども、時間の関係もありまし

うから、問題のLPガスの備蓄に係る法案に

ついてお尋ねをいたします。

まず最初に、長期エネルギーの需給暫定見通

し、これに対しては、大分石油事情というもの

変わってきているし、他のエネルギーの緊急体制も前進をしておるといふ理解でお尋ねをするのですが、どうですか、見通しは。

○田中(六)國務大臣

エネルギーの暫定需給見通しでございませうけれども、私どもは、この見通しが現状で大変有利かどうかというふうな考えはなく、結論をいたしましては、この需給見通しの目的につきまして、これを現在のところ変更する考えはありません。

○中村(重)委員

私が予算委員会でお尋ねをした、日米独の液化プロジェクトの問題等影響もあるのだらうと思いますが、その後の推移はいかがですか。

○田中(六)國務大臣

SRCIは、この前予算委員会でお尋ねしたとおりで、その後の進展は見られません。私どもも現在のところ正式にどうということはないと思っております。これを協議して結論を出すという段階には至っておりません。

○中村(重)委員

現在の段階では、そのような慎重な答弁以上は出ないのだらうと思うのだけれども、アメリカの態度、西ドイツの態度等からして、当初の計画を変更しなければならぬというところはないですか。いま私は、だからこの予算の修正をといったようなこと、これは予算は参議院に行つてやっているので、そういう意味ではなくて、予算委員会でも申し上げたようなエネルギー問題の重要性ということから、大体どういふような方向に行くのだらうかと憂慮しているといふことでお尋ねしていますから、田中大臣らしい、もう少し見通しを含めたお答えをいただくことはできないのですか。

○田中(六)國務大臣

御承知のように、SRCIは昨年度すでに金を使っておりますし、今年度は

百五十億円を予算に計上しております。したがって、私どもも、計画内であるというふうな考えはなく、一歩も二歩も踏み込んだSRCIの液化の問題でございまして、一方的にこの協定を破棄はしておりませんし、一応公社の方に移管するというところでございまして、向こうは結構破棄したつもりはないかもしれせんけれども、やはり日本といたしましてはこれは問題でございまして、協議の段階になりましたらもちろん、一方的にアグリーメントを変更してはいけないという強い考えを示して、できますならばものさやにおさめてくれるよう強硬に主張したいというふうに思っております。

○中村(重)委員

大臣も、自動車問題が中心でもありましようが、この問題等もアメリカに行かれて話し合いをされるのでしようが、大体いつごろおいでになるのか。それから天谷審議官がいろいろと折衝しておるのだらうと思うのですけれども、進展があるのですか。

○田中(六)國務大臣

自動車問題は、総理が渡米する五月初めに以前に解決しておきたいという総理の意向を私は直接聞いておりますし、そのとおりをやつてみたいと思っております。したがって、そのときにSRCIの問題が当然出るであらうという予測でございまして、私どもの態度が鈍いと言えどもそれまででございませうけれども、あくまでSRCIの問題は協定に基づく問題でございまして、めつたやたらにそう一方的に変更はできないといふふうな私どもは思っております。したがって、自動車問題とこれを込みにして交渉とかいふような考えはなく、自動車問題自体につきましても実は交渉ではなくて話し合ひだ、自動車問題は自主的な決め方をしなければならぬ場合もあるかも知れませうし、これは交渉事ではない、むしろ話し合ひだという気持ちを持っており

ます。したがって、SRCの問題をこの自動車の問題と一緒に話し合うという考えは持っておりません。

○中村(重)委員 それは当然そうだろうと思うのです。後でお答えになったように、自動車問題等を中心に行かれて、当然この問題に対しても話し合いを持たれるであろうと私は考えますので、天谷審議官もまたこの問題についてアメリカに行かれたのだから、その進展の状況はどうだろう、こういうことでお尋ねしたわけです。しかし、時間の関係もありますから、また改めて伺います。

LPガスの需給関係ですが、現在が千四百万トンですね、そうして六十年代に二千六百万トン、六十五年度に二千六百万トン、七十年代に三千三百万トンという計画になっていますが、この需給見通しは達成できそうですか。

○志賀(孝)政府委員 お答え申し上げます。

LPGの需要と申しますのは昭和二十七年ごろからふえ始めまして、非常にクリーンなエネルギーである、また使いやすいという点などがございまして非常に急速に伸びてまいっております。ただいま先生からお話がございましたように一応需要想定をやった、それに対する供給というのを考えているわけでございます。

そこで、最近の産ガス国の動向を見ますと、産ガス国におきましてかなり随伴ガスを燃やしているわけがございます。現在大体六割ぐらい燃やしておるといふ状況であるわけでございますけれども、最近の動向ではこれをLPGに加工いたしまして販売する、こういう政策をとってまいっております。そして、各国におきましてかなりの増産計画があるというふうにも承知しておりますので、この暫定見通しにおけるLPGの供給というものは十分に確保できるというふうにも考えております。

○中村(重)委員 そうすると、需給は供給先行型であるという認識をお持ちですか。

○志賀(孝)政府委員 最近の動向といたしまして

は、やや供給先行型というふうな動きを示しているというふうにも認識しております。

○中村(重)委員 LPガスは石油の依存度をできるだけ下げていくということが基本であろうというふうに思っているわけですが、ところが、そういった認識をわが国が持つ場合に、IEAの石油の抑制ですね、その中には石油製品であるというゆえをもつてこれも含まれているということになると思うのですが、そのことと供給先行型であるということ、石油の依存度を低減させるためにできるだけLPガスを高めていくという問題との関連というの点、その点はどのような理解を持っていますか。

○志賀(孝)政府委員 ただいま先生から御指摘ございましたように、IEAのいわゆる石油の輸入のシーリング、この中にはLPGが含まれているわけでございます。それで、LPGと申しますのは一般的に石油製品というふうにも考えられているわけでございます。わが国としては、LPGをそのいわゆるシーリングの中に含めることが果たして適当かどうか、こういうような議論もいろいろあったことがあるわけでございます。現在でもそういう議論をIEAでやっているわけでございます。

他方、先生ただいま御指摘のように、LPGが供給先行型であるということとIEAでそういう取り扱いをしていることとの兼ね合いはどうか、こういうことでございまして、確かにLPGについては、産ガス国の動向から見ますとどちらかという供給先行型、こういう色彩があるわけでございますけれども、他方において、昭和四十八年ごろにおきましては、クウェートあるいはイランあるいはサウジといったところがLPGの主たる供給国でございまして、これは大体メジャーが一〇〇%支配していたわけですが、その後最近の動きを見ますと、クウェート、イランについては産ガス国の国営石油会社が一〇〇%支配しております。それからサウジにおきましても五〇%をペトロミンが支配しているということ、

石油と同じようにこのLPGにつきましても、産ガス国の支配力が最近非常に強まっております。同時に、産ガス国の政策といたしまして、石油と同じように産ガス国の資源政策の一環としてこのLPGを考えていく、こういうような動向が出てまいっております。そういうことから申しますと、確かに石油と比べて供給先行型という色彩があるわけでございますけれども、同時に石油と同じような問題を内包しているというふうにも認識しております。

○中村(重)委員 五百四十万バレルということ、一つの最高を抑えられていますね。そしてIEAの方ではその中にこのLPガスを含めていく、それを含めて五百四十万バレルであるというように認識を持っておるとすると、一方日本はこれは別だという認識でやる場合、日本は輸入し過ぎるじゃないかというIEAの警告といったようなものが出てこないとは思いませんか。

私の方からは、これは六〇%は焼く捨てられていたのだから、廃物利用してこれを大いに開発する、そして利用する、そしてこれを輸入して下げていくというところが日本の態度としては必要であらうし、これは世界的な石油依存度をできるだけ低減していくという方向とは矛盾しないと思うのだ。だから、もし日本が、私がいま申し上げたように焼く捨てられていたのだから、これは大いに活用すべきではないかということで、原油の輸入と別枠であるという考え方をもちまして対処することが可能なかどうか。そこらにはどういったIEAの態度というものがあらわれてくるのかという点に、その点はいかがですか。

○森山(信)政府委員 私どもの基本的な認識もいま中村先生がおっしゃったとおりでございます。そして、そもそも石油の輸入枠の中にLPGを入れることに無理があるのではないかと一見解を持っておるわけでございます。そこで、IEAの会議におきまして私どもの主張をいふんしたのでござ

いますけれども、IEAにおきましてああいう石油の上限価格を決めたゆえに、数量的な問題をバックにいたしました価格に対する牽制といましようか、エネルギーの消費国として産油国あるいは産ガス国に対して余り価格を上げさせないような動きをしようとするための一つの手段として数量を設定した、こういうような考え方があつたわけでございます。そういう考え方に立ちますと、LPガスも石油と同じような考え方にしたい方がいいのではないかと、こういうようなことがIEAで議論されたわけでございます。そこで、私どももそういう主張に従ったわけでございますけれども、基本的には、LPガスは石油とはやや違うのではないかと一見解を持っております。その分は枠外でもいいのではないかと一見解を持っております。

ただ、現時点において考えますと、六百三十万バレル・パー・デーの議論がやや数量的には過大になつてきたのかなというふうな認識もございまして、現実の問題として、LPガスが石油の枠内に閉じ込められたことによつて招来すると思われる弊害はないのか、こういう認識に立っておりますので、いまのままでよろしいのではないかと一見解を持っております次第でございます。

○中村(重)委員 通産大臣、いまお聞きのとおりだけれども、日本としてもできるだけ代替エネルギー、新エネルギーの開発をやつて、石油の依存度をできるだけ下げていくというふうなことでなければならぬというふうに思ふのですが、現実問題としてなかなかその代替エネルギー、新エネルギーとも計画のとおり順調、よく進むというところ考えられない面がある。その場合、このLPガスの活用というものは非常に重要な役割を果たして行くのではないかと。その場合に、日本に一応目標として定められているところの、いま私の質問に対して長官からお答えがあつただけけれども、やはりこれは別だという考え方の上に立つて、随伴して生ずるもの、発生するものであると

いう考え方の上に立つて、日本としては相当關心を持って対処していく必要があるのではないか。このLPGガスの貿易の四七割を日本が占めているのです。してみると、よその国は余りLPGガスを重視していないというように思われるのです。日本はやはりこれは別枠という形で対処しても、そういうLPGガス自体を考えてみると余り抵抗というものは起らないのじゃないかといううな感じがするのだけれども、今後の折衝はどうあるべきかということについて大臣の見解はいかがでしょう。

○森山(信)政府委員 確かに、随伴性という問題に着目しますと、石油とLPGガスは別の問題だという認識があるわけでございますけれども、一方、国内におきまして発生しておりますLPGガスは、御承知のとおり原油の精製過程において出てくるものでございます。したがって、もう完全に、石油とLPGガスは全然別個のものだと言えない面もあるわけでございますので、その辺が大変交渉がむずかしいという一つの理由になつておるわけでございます。

そこで、基本的には、先ほどもお答え申し上げましたとおり、長期エネルギーのバランスを考えました場合に、石油の枠内に閉じ込めることが果たしていいかどうか、よその国はLPGガスに対する依存度が大変少ないわけでございますから、この影響を受けるのは日本でございますので、その点につきましては十分な主張を今後ともしていきたいというふうに考えますが、全体のバランスとして石油の輸入の枠を考えた場合に、いまその交渉をすべき時期かどうかはちょっと問題があるのではないかな、こういう感じがいたしております。

○中村(重)委員 六〇%焼炭されているというとは何のためでしょうね。これは輸入国が少ないという考え方のなか、あるいはまたこれを開発する場合の投資といったような問題もあるんだらう、いろいろなことでこの活用というのが余り進んでいないというように思われるけれども、これ

はどういうことでしょう。

○志賀(孝)政府委員 お答え申し上げます。

現在、随伴ガスの六〇%ぐらいが産ガス国で燃やされておる、こういうことであるわけでございまして、これは恐らく産ガス国のことでございまして、現在資金力については特別の問題はないのではないかとこのように思っています。やはり、いままでの随伴ガスを燃やしていた主たる理由というのは、需要の問題ではなかったのかという感じがいたしております。日本の場合には、先ほど申し上げましたように、昭和二十七年ごろから使われまして急速に伸びたわけでございまして、けれども、ほかの先進国のLPGの消費状況というものは、日本ほど広く行き渡っていないというふうに思っております。ただ、最近ほかの先進国におきましてLPGの消費、利用というのがかなり急速に伸びてきているというふうに承知しております。

○中村(重)委員 日本としてこのLPGガスを、今度の法律案も、備蓄をするわけですから、積極的に活用していくという考え方だろうと思うのです。そうすると、まず用途として通産省が考えておられる点はどういったところですか。

○志賀(孝)政府委員 現在の日本のLPGの需要分野でございまして、先生御案内のように、大体四割ぐらいが家庭、業務用、それから二五%ぐらいが中小企業を中心とした工業用燃料、それから一二%ぐらいがタクシーを中心とする自動車、その他化学原料用あるいは都市ガス用などに使われているわけでございます。そういうことで、私どもが今回LPGの備蓄が必要ではないかというふうに考えましたのは、いま申し上げましたように、国民生活あるいは中小企業を中心とする工業に非常にかかり合っているという点で、その安定供給を図るために備蓄ということを考えてわけでございます。

そこで、今後どういった需要が伸びていくかというところでございまして、私どもの一応の見通しをいたしましては、恐らく家庭、業務用の需要分野

というのは、LPGがすでにかなり普及をしております。したがって、今後の需要の伸びというものは総体的にはいままでのような急速な伸びはないだろうというふうに思っております。また、タクシーにつきましても九〇%以上LPGに転換しておるわけでございまして、その面での需要の伸びというものは、従来のような急速な伸びはないのではないかと。中小企業を中心とする工業用燃料あるいは電力あるいは都市ガスあるいは化学原料用、そういったところについては、今後も相当の需要の伸びが予想されるというふうに思っております。まして、恐らく今後におきまして、LPGの需要分野をいたしまして、家庭、業務用、それから中小企業を中心とする工業用燃料、これがメインであるということについては変わりがないと思っております。やや需要構成は変わってくるだろうというふうに思っております。

○中村(重)委員 私は、これは大胆過ぎる提案であると言われるかもしれないけれども、電力用にも都市ガス用にも工業用にも家庭用にも、タクシーはいま御説明のとおり大分普及しているんだけれども、自家用車、これはまだまだ活用する場合には利用度は非常に高いかと思つてゐる。だから、もうこれ以上伸びはないだろうというような消極的な考え方はなくて、ともかくもできるだけ石油を抑制するというところから、代替エネルギーとしての位置づけをLPGガスにすべきだと私は思ふのです。

それから、そういう考えた方の上に立つ場合、発想の転換をまずおやりにならないといけない。都市ガスの場合、いまはLNGが相当普及している。これはクリーンだからいいことだ。電力にこれを使うことは適当ではない、もったいない、六〇%も発電関係あるいは送電段階において捨てられてしまふというのです。だからLNGは電力にはできるだけ使わないように、これはIEAの勧告もこの転換を強く求めていると私は認識しているのです。だから、できるだけLPGなん

に活用しない、そういう考え方の上に立つ。その考え方の上に立つ場合に、いままでのように都市ガスとLPGガスの関係において、都市ガスが供給区域として決めたものとはちがく都市ガスが優先するんだという考え方の上にお立ちになる時代はもう過ぎたと思つてゐる。LPGの場合、できるだけ導管供給という形でこれを普及していく。中小企業も来ているが、これは近代化促進法の対象なんです。

そこで、この構造改善がどの程度普及しているのか、順調に進んでいるのかどうかということについてもお答えをいただきたいのだけれども、導管供給というものを積極的にやっていく、また、価格をできるだけ引き下げていかなければならぬのだから配送センター等もつくっていく、構造改善も積極的に進めるといふことで、LPGを家庭燃料としてできるだけ価格を低減させて活用させるということがなければいけない。そうした考え方の上に立つて、先ほどちょっと触れましたように、もう都市ガス優先という考え方はないのです。今日のエネルギー革命の中においてLPGガスを普及していくという考え方の上に立つならば、いままでの認識を改めて相当これにウェイトをかけた行き方というものが求められているのではないかと、そのように思ふのです。

ところが、通産省にいたしましてもあるいは都市ガスにいたしましても、そういう認識をお持ちになつていらっしゃる。たとえば都市ガスとLPGガスの協会との間に一つの平和協定なんというものもできてゐる。その平和協定を見てみると、いわゆる片務協定になつてしまつてゐる。都市ガスの意思のとおりに動かなければならぬという状態になつてきてゐる。だからして供給上非常に混乱が起つてきてゐる。そのことが需要家に對しても迷惑をかける。これが実態なんです。私は、そうした都市ガスとLPGガスの協会との間の問題解決の間に立つて今日までいろいろと努力をしてきてゐる。そういう私自身の体験の中からも申し上げるわけですが、もうそういう時代になつて

きたんじやないか、もつと積極的にLPGガスの供給という点について発想の転換をしなければいけないのではないかとこの認識ですが、いかがですか。

○志賀(学)政府委員 お答え申し上げます。

ただいま先生から、大変重要でかつ広範な問題の御指摘をいただいたわけでございますが、私も、私どもといたしまして、LPGというものはIEAのシーリングの中に入っているということで、純粋の意味での代替エネルギーというふうにはなかなか考えられないとしても、ただ、普通の石油製品とは性格がかなり違うのではないかと、それから世界的に見ても、先生御指摘のように、いままで燃やされておるものを有効に使っていくということでございますから、グローバルな意味で資源の有効利用につながる問題でございます。そういうことから申しまして、普通の石油製品とは性格の違うものではないか。一方におきましては、先ほど私がちょっと申し上げましたように、産ガス国における最近の動向という問題があるわけでございますけれども、ただ、それはそれでございまして、性格的には普通の石油製品とはやや違う側面があるのではないかとこのように認識しております。LPGの利用の普及については、私も今後とも努力をしてみたいと思っております。

先ほど自動車のお話がございました。確かに現在LPGを使っておりますのはタクシーということとございまして、普通の乗用車には使われていないというのが実態でございます。ただ、最近におきましては、業界におきましても商業車、タクシーでないトラックであるとか、そういったもののLPGの利用という研究も進められておるようについております。今後タクシー以外の自動車についてのLPGの普及ということになりますと、ガスタンクの整備の問題が一つ問題があるかと思ひますけれども、一つの方向として、私もはそういう現在の動きについて非常に深い関心を持っておりますし、今後ともそういった動き

について必要な協力をやっていく必要があるのではないかと思っております。

それから、都市ガスとの関係でございますが、私も資源エネルギー庁といたしまして、都市ガスの供給区域の中については都市ガスが優先という考え方は持っております。結局都市ガスを使うかLPGを使うか、これは最終的にはユーザー、消費者の選択の問題になってくるのではないかと思っております。したがって、LPGの販売業界、これは非常に小規模の小売店が多いわけでございまして、力が弱い、そういう側面がございまして、したがって、LPG流通業界の体質を強化してサービスあるいは保安、そういった面につきまして十分な消費者サービスができる、そういう形に持っていくことが基本ではないかと思っております。そういう意味におきまして、五十三年度から中小企業近代化促進法の特定業種に指定いたしました構造改善を進める、こういうことで現在努力しているわけでございまして、なお、この構造改善計画の一つの大きな柱として、導管供給の普及というのがございまして、現在導管で供給されておるのは、逐次割合は上がっております。この構造改善計画をすてに実施しておりますのは、ただいまのところは三つの県にとどまっておりますけれども、構造改善計画の作成を現に準備しているのが、ほかに北海道、熊本、そういったところを含めて四つの都道府県におきまして準備が進められておる。そのほか、最近業界の中におきまして構造改善計画作成への動き、熱意が非常に高まっているわけでございまして、私もとしては中小企業庁ともよく関係を保ちながら、そういった業界の熱意に十分こたえてまいりたいと思っております。

○中村(重)委員 エネルギー庁にしても中小企業庁にしても、いまお答えになったような構造改善計画というものは積極的に推進していくこととする意欲を持っていることはわかるのだ。しかし、実

際の歩みはきわめて消極的なのですね。

それから、いまの都市ガスとLPGガスの利用の問題。私は、消費者選択を強めるものではない。しかし、エネルギー革命の時代に入ってきた、消費者選択の前にはどうあるべきかということについて高度な政策配慮というものをやらなければならぬ時代に入ってきているのではないかと、この言いたいのです。いまあなたのお答えになったようなことから考えてみると、発想の転換ということにつながってこないのです。都市ガスなら都市ガスの供給区域というものは法律でちゃんと決まっています。そして運用の面で、二年後にこれを見直すという形になっておる。ところが、都市ガス優先になっておることから、LPG業者はボンベ供給をやっており、保安の面、また価格の面からいって導管供給をやりたいところ。ところが、都市ガス業者が採算をとれるということとこの供給地点に進出する。その場合は立会料等の名目をもつてわずかの手当てを行い、LPGガスを追放する例が多い。ある都市ガスの区域においては、五千円か六千円が支給される。あるいは東京瓦斯、大阪瓦斯の区域においては、中小零細のLPGガス供給業者の立場を考えながら、できるだけ共存体制をとっていくとする配慮もあるようだ。しかし、いざいざにしても片や迫る者、片や迫られる者で、給料生活者は、こしのボーナスもベースアップも低かったけれども来年が楽しみになるといふこともある。しかし、一たび商圏を奪われた者はどうすることもできないという実態の中にある。したがって、強者と弱者の調整ということも考えなければならぬ大切な政治課題であると思っております。

それに、エネルギーの今日置かれている実態というものを考え、LPGガスの備蓄体制を強めていくという考え方の上にならなければならないのだから、そうした今日置かれておるところのエネルギーの実態は重要な政治課題としての認識を持ち、いま私が指摘をいたしましたように、都市ガスとかLPGガスといったような点について発想の

転換を行って、現実的にこれに対処していくということではならぬ。LNGの問題に対しても、電力にはできるだけ使わず、都市ガスにLNGを活用していくということではならぬ。LPGガスはできるだけLPG業者が——いまあなたが言われたように、今日まだいろいろと体制が弱いから、構造改善を積極的に進めて、できるだけ価格を低廉にするために、配送センターであるとかその他の供給体制も、共同事業でやれるところはやっていくというような指導を適度省はしていく必要があるのではないかと。今日エネルギーが置かれている役割というものは大切なことですから、その点を認識していくべきだ。旧態依然たる考え方の上にならなくてこれに対処していくならば、今日のエネルギーの石油依存の状況というものをから脱却することはなかなかできないということを心配するわけです。そのことについて意見を申し上げ、見解をただしているわけだから、私の言うことが正しいとはお考えになっていらっしゃるのかどうか、その認識はどうであるのか、まず通産大臣からお答えをいただき、具体的な問題についてはエネルギーの長官からお答えをいただきます。

○森山(信)政府委員 いま提起されました中村先生のお話を聞いておまして、大変心強く感じたわけでございます。と申しますのは、現在御審議をいただいております石油備蓄法の一部改正法案をお出しいたしましたゆえは、LPGガスにつきましてもエネルギーとしての位置づけというものをより明確化したいというのがそもそもの理由でございまして、長期的な需給バランスを考えました場合に、LPGガスの位置づけということを確認する必要があります。どう、こういう気持ちでございます。これは、先ほど先生の御指摘になりました発想の転換とやや似通った私どもの発想方法ではないかというふうに考えておる次第でございます。つまり、五十日の備蓄をしなければならぬということは、それ相当の位置づけを与えるという

問題の都市ガスとLPGの競合というような点もございいますけれども、山の中あるいは遠くまで

ている。そうなってくると、私企業で、国が補助をしていくわけですから、だからそれだけ強みが

○志賀(学)政府委員　お答え申し上げます。

助成の問題を考えてまいります、その中でどう

いう対応ができるかというふうなことにつきましまして検討してまいりたいというふうに思っております。

○中村(重)委員 時間の関係がありますから結論に入るのですが、いま石油部長お答えになったように、離島の高圧ガスのタンクに対してこれの対象とはなり得ないのではないかとお答えになったのです。そのことが、私が先ほど申し上げましたように、流通上の問題が起ってくるということなんです。

この備蓄に対して、冷凍タンクの備蓄もある、高圧ガスの備蓄もあると云うのです。ところが、冷凍ガスの備蓄の場合は比較的長期に、高圧の場合は直ちに販売という方向になっていくのです。そうすると、高圧ガスだけのタンクを持っているもの、いわゆる政府がいま考えている備蓄という外のもの、その販売は補助を受けていないのです。補助を受けているところの備蓄と補助を受けてないところのタンクとは価格差というものが生じてくるわけです。国家備蓄であればそういうことは起こらないけれども、私企業なればから、それに補助を出しているわけだから、その私企業はそれだけ強みになるわけです。そうすると、価格上の混乱というものが必ず起ってくるのです。

だから、あなたはいま、離島に対してはその外であるというようにお考えになった。まずそれはそれとしておくとして、冷凍であるとか高圧であるとかそういうことはいま考えていないが、いづれにしても併用であることは、この照会に対してあなたの方で答えられている文書もはっきりあるんだから、わかっているわけです。いづれもあるわけですから、そうすると、補助があるのと補助がないのとの関係というものは起ってくるのだから、その流通上の生ずる混乱にどう対処するかというのを考えておくというのはあたりまえでしょう、こういう事業をおやりになる場合は。だから、それをどうするのかというのを尋ねているのです。混乱が起って来た場合はやはり調整をし

なければならぬとするならば、調整機構をつくるということは当然だろうと私は思う。その他の何かの方法があれば、そういう方法というものもまた考えてもよろしいだろうと思う。したがって、当然起ってくるであろう混乱に対してどう対処するか。

また公正取引委員会も御出席いただいておりますから、ただいま私が指摘をいたしましたようなことについて、直接御答復というところまでならないのかもしないけれども、公取としての見解があればひとつ伺いをしたい。

それから、安全、防災の関係というのは初めてのことで、消防庁もこれに対してはいろいろの見解をお持ちになつていらつしやうと思いつたので、それぞれお答えをいただきたい。

ともかく、この備蓄は長崎が第一号になるので、すね。いいですか。洋上備蓄も長崎である、それからタンカー備蓄も長崎である、LPGの備蓄も長崎である。長崎ばかりねらい撃ちなんだ。一番最初にやるのは何か特殊な関係があるのか、このこともあわせてお答えいただきたい。偶然にしては余りにも長崎ばかりねらっているのだ。よっぽどくみしやすしというところで長崎ばかりねらっているのか。非常に混乱が起つて迷惑なんだ。実際問題として迷惑料ぐらいいお出しなさいと言いたいぐらいです。それも高度の問題だから、大臣からお答えをしていただきますが……。

○志賀(孝)政府委員 それでは、先ほど私がお答えいたしました流通秩序の問題について若干補足して申し上げさせていただきます、今回のLPG備蓄の助成と申しますのは、そのLPGの備蓄に伴って輸入業者が非常に負担がかかるわけでございます。その負担をできるだけ軽減しようというところで助成をするということでございます。したがって、助成をするから助成をしていないところに対して有利になるということよりも、むしろ備蓄義務がかかる、その負担をできるだけ軽減する、こういう趣旨の助成であるということだけ申し上げておきます。

助成の趣旨がそういうことでございますので、私どもとしては、助成を受けた企業が助成を受けない——流通段階につきましてもは助成をしないわけでございますので、私どもの考え方から言えれば、そういう格差問題というのが出てくるかどうかという点について、ややなお検討することが必要だと思っております。もし仮にそういう取引上の流通秩序の問題があった場合に、先生御指摘のように調整機能を置くのがいいのかどうかということはございしますけれども、私どもとしては、その指導あるいは調整というものについて努力をしてまいりたいと思っております。

○御持政府委員 備蓄タンクの設置に伴います御指摘のような事実によりまして流通上に変化が生じるというたししても、これをもちまして直ちに独占禁止法上問題とすることはむずかしいのではないかと思います。

○椎名説明員 お答えいたします。

LPGガスのコンピナート等につきましては、石油コンピナート法によりまして特別防災区域であるならば、レイアウトの規制あるいは自衛消防、防災機材等の義務づけが加わつてきておるわけでございます。またそれ以外の地域においては高圧ガス取締法で規制されておりますので、通産省の所管となつておるわけでございしますけれども、災害の発生した場合には当然消防が出勤しなければならぬわけでございますので、保安防災上の面につきましても、今後通産省と十分協議をしながら消防としての防災体制を進めてまいりたい、そういう所存でございます。

○田中(六)國務大臣 流通上の混乱のないように、事態が生じてきます前にもちろん手を打たなければいけませんけれども、私どもは、流通の混乱がないように努めていくということでございます。

それから、冷凍と高圧関係のLPGと両方あって、これが補助金との関係で価格差がでないかということでございますけれども、これも現実にはまず実施してみ、非常に不合理が生ずるとい

ことになりましたれば、もちろんそういうことはいけないことでございしますし、具体的に考えてみたいと思ひます。

○中村(重)委員 これで終わりますが、大臣がいまお答えになったので、納得したわけじゃないけれども、石油部長に申し上げておくが、流通段階に助成がないことは私もわかつておるんだ。それから、備蓄するのには相当金がかかるから補助するということもわかつておるんだが、現実問題として補助を受けてやる事業と補助のない事業とは違うでしょう。それが現実でしょう。そうすると、それが販売段階において影響してくるでしょう。そこに流通上の混乱が起るでしょう。それにどう対処するかと私が言ったんだから、そこをまじめにお聞きになつて——あなたがふまじめに答弁したのじゃないけれども、答弁のための答弁ではなくて、お互い問題が起らないようにというところで、どうなわ式でなくないという点

を配慮して対処していく必要がある、こう申し上げて、あなたがお答えになったわけですから、私の質問に近い形の答弁はいま大臣からなされましてから、そういう点は十分対処してほしいと思ひます。

それから長官、国家備蓄も考えているのかどうか、その点だけ簡単に答えたいだいて、それで終わります。

○森山(信)政府委員 とりあえずは民間の輸入業者の方に備蓄していただくということで考えておりますけれども、いまの国家備蓄の問題につきましても、その必要性があれば当然考えなければならぬ問題だと考えております。

○野中委員長 武田一夫君。

○武田委員 石油備蓄法の一部を改正する法律案につきまして若干御質問いたしますが、まず最初に、石油行政一般についての質問を二、三問させていただきます。

最近のOPECの動き、また日本に対する影響であります、聞くところによりますと、ジュネーブにおいて二月十九日、二十日の前日、石油

輸出国機構加盟六カ国の閣僚が秘密裏に非公式の会議を開きまして、生産削減と価格統一を目指す行動の計画を起草した、こういうことが新聞等で報道されておるわけでありませうけれども、こうした動きを含めまして最新のOPECの動き、それの及ぼす日本に対する影響をどのようにお考えであるかをまずお聞きしたいと思ふのです。

○田中(六)国務大臣 昨年の暮れにバリ島でOPECの会合がございまして、その結果として最低三十二ドル、これはもちろんバレル当たりでございますが、その中間に三十六ドル、シーリングで四十一ドルというように決めて、その実施がそれぞれOPEC諸国でばらばらに決まったわけでございますけれども、いま武田委員御指摘のように、ことしの二月に秘密会議みたいなことが行われております。御指摘のような新聞も出ておりました。サウジアラビアの油が減産、それから、それぞれ上がるんだというようにございまして、それけれども、現実にはそれが上がつておるといふことはありません。

ただ、ことしもまた五月に今度はOPECの総会があつて、そのときに価格が上がり減産するかどうかというように、これも当然議題になるでしょうけれども、私も、IEAの会議におきましても、消費国といたしましてそういうことがないように、それぞれ油に困らないように備蓄して、お互いに融通し合うとか、あるいはOPEC諸国が価格を上げないようという対策などを講じてきておりましたが、そういう情勢というものはOPEC諸国も十分知っておりますし、産油国としての立場から、油は無限のものではない、有限性を持つておるのだというように、これは当然話されておるのだというように、これは頭の中にあつて会議を進められた過去もあるでしょうし、これからもうございませうが、できるだけ産油国と消費国というものがうまく調整できるようなことは日ごろ私も努めておりますし、将来OPECの会合があつても、それが価格の高騰に結びつくあるいは大幅に減産して窮

屈な情勢が世界の油関係にあるということがないよう、日ごろお互いの交流を深めていきたいという態度であります。

○武田委員 その対応をやはり適切かつスピード豊かにしなければならぬと思ひますので、ひとつ今後の情報等の確に把握した上での対応をお願い申し上げます。

次に、石油備蓄の見直し、特に国家備蓄についての問題をちよつと尋ねたいと思いますが、四十八年の秋の第一次の石油ショックを契機にしまして、石油備蓄法に基づいて政府は備蓄計画を立ててきておるわけでありまして、五十三年度から第三期計画で三千万キロリットルの国家石油備蓄基地をつくりスタートに入る、こういうこととあります。その事業というものは現在順調に行つておるものかどうか、その状況、今後の見直し等もお尋ねしたいと思ふわけでありませう。もしこの見通しが狂つて、今後備蓄の目標等における変更によつて国内の需給関係における問題にいろいろと懸念を来すことも心配されるのじゃないかと思ひますので、その点ひとつはつきりした方向性というものを聞かしていただきたい、こう思ふわけ

です。

○田中(六)国務大臣 私どもは、国家備蓄が、やはり民間備蓄に依存しているわけにもまいりませう、国家備蓄をやろうということを決めておりました、武田委員御指摘のように、三千万キロリットルという目標を立てておりました、現在八地点について陸上の備蓄基地候補地として調査を実施しております。すでにむつ小川原港それから北海道の苫小牧東なども、むつ小川原港はすでに工事中でありますし、苫小牧の方はこれもそろそろそういうものに着手するわけでございますが、そのほか白鳥と長崎の上五島、それから第三次といひましたのは、鹿児島島の志布志——その前に福井がございませうけれども、新潟の東港、鹿児島島の志布志、もう一つ秋田県で調査を実施中でありませう。今後は、これらの整備を十分やつて、三千万キロリットルの備蓄の体制をとっていききたいとい

うふうに思つております。

○武田委員 それでは、代替エネルギー問題についてちよつとお尋ねしますが、わが国のエネルギーの石油依存率を現在の七五%から五〇%に減らすということをめどにしておるわけでありませうが、政府の代替エネルギーの供給目標の実現の見通し、この点についてどうなつておるのか、まずお答えいただきたいと思います。

○森山(信)政府委員 代替エネルギーの供給目標につきましましては、いま御指摘のとおり、昨年の十一月に閣議決定をしたものでございませう。十年後の日本のエネルギー構造を、石油依存率を五〇%にいたしましてその残りの五〇%を代替エネルギーで賄いたいというのが基本でございませう。たとえば石炭、原子力、地熱、さらにはその他の石油、あるいは水力、地熱、さらにはその他の石油、代替エネルギー、いわゆる新エネルギーといふものの開発を進めたいということでございます。

そこで、その達成の見通しでございますけれども、私も、ここに掲げております供給目標は、官民挙げての最大の努力をもつて達成し得る目標だといふふうに考えておるわけでございますし、並み大抵のことでは達成しにくい問題がございませうけれども、いま申し上げますように、日本の長期的なエネルギーバランスを考えました際に、どうしても達成しなければならぬ最大の課題ではなからうかといふふうに考えている次第でございます。

そこで、政策手段といたしましては、昨年に石油代替エネルギーの開発、導入促進法を成立させていたしまして、この法律をバックにいたしまして財源の確保あるいは新エネルギー総合開発機構の設立、こういった一連の機構面の整備をしておるところでございますが、引き続きまして五十六年度におきましても、同じような趣旨に基づきまして、先ほど申し上げました供給目標の達成に邁進をさせていただきます、かように考えておる次第でございます。

○武田委員 この代替エネルギーの目標が順調に

行かなければ、いろいろな問題が出てくると思ひます。ところが、いま大臣から、石油の国家備蓄の基地の問題でいろいろと御答弁ありましたけれども、現在こうして八地区でしようか、そのうちむつ小川原とか苫小牧とかこういうところはいいんですが、その他の地域につきましては、かなり地元の折衝の問題あるいはまたその他いろいろ問題があつて、苦勞なさつておるようであるといふようなことが現実にあるわけでありまして、この間も原野の問題であつたところ、窪川町の問題等もございまして、いろいろと建設に難渋を来し、難航しているようであります。こういうことは、IEAの合意されました六十一年の日本の原油輸入量の上限六百三十万バレルですか、こういうものにも影響が出てくるのではないかと、こういうふうな心配をしてらるんですが、その点に対する不安といふか心配といふものはどういふふうに考えているのか、この点について御答弁をいただきたいと思ひます。

○森山(信)政府委員 いまお話し、IEAで決められました六百三十万バレル・パー・デーという数字に影響があるんではないかといふことでございませうが、六百三十万バレルに影響を与えるという意味は、恐らく先生の御指摘は、石油の備蓄が進まなかつたりあるいはその他の代替エネルギー、たとえば例としてお示しになりました原子力等の開発が進まない、六百三十万バレル以上の石油をまた必要とするんではないかといふ御指摘ではないかと思ふ次第でございます。

いまの展望で申し上げますと、六百三十万バレルを決めましたのは一昨年の東京サミットのときであつたわけでございますけれども、こう申し上げるのも何でございますが、現時点で判断いたしますと、六百三十万バレルはやや多過ぎるのかなという感じがいたしております。特に昨今、省エネルギーの進展あるいはほかのエネルギーへの転換が急速に進んでおまして、昨日もこの席でお答え申し上げましたところでございませうが、五十五年について言いますと、五百四十万バレルを相

當下回るような実績になるのではないかとということとございまして、このところ急速に石油離れという状態が進行しておるわけでございまして、そこで、六百三十万バレルという数字が、いまの時点から見ますと、やや過大であったのかなという感じがいたしますので、いま御指摘のような心配は余りしてないわけでございまして。

ただ、そういう状態というものが、つまり、いま申し上げております石油の需給関係が大変緩やかだという状態が今後いつまで続くかという問題もございまして、中長期的に見ますと、確かに石油の問題につきましては緊迫度を増してくる危険性もございまして、石油代替エネルギーの開発を大いに急がなければならぬ、こういうふうな基本的な認識は持つておる次第でございまして。

○武田委員 次の問題に移りますが、大協石油とアジア石油の資本提携によりまして、これまで共同石油を中核に行われてきました民族石油の資本の育成政策、これがどういうふうになってくるかということとありますが、今後の石油政策の展開とあわせて、石油産業のあり方がこれからいろいろと問われてくるかと思うのであります。業界の再編成なども含めまして、大臣は今後の展望をいかようにお考えであるか、まずこの点をひとつお尋ねいたしたいと思います。

○森山(信)政府委員 戦後の日本の石油産業のあり方につきましては、いまお話のございました、民族系の石油産業を育成強化していくということが背景になって石油政策を展開したわけでございまして、その一つのシンボルといたしまして、共同石油という会社を二十年近く前に設立をいたしました、この共同石油を中心に民族系の育成を図るという政策をとってまいりましたわけでございまして。

過去二十年間の時代を振り返ってみますと、石油の量的な拡大ということが基本的な背景にありまして、そういう政策をとってまいりましたわけでございまして、先ほどからお話し申し上げましたとおり、今後の石油の大きな需要の伸びというものは余り期待できないという時代になって

まいりました。中長期的に見ますとまた別の観点があるかと思ひますが、現時点で判断いたしますと、むしろ量的な拡大よりは質的な拡充ということに重点を置いて対策を講ずべき時代が来たのではないかと、この基本認識を持つておる次第でございまして。

そこで、共同石油というものは、一つのグローバルな動きを目的として設立された会社でございまして、一つのグループに民族系の企業を閉じ込めまして、いわゆるグループ的な編成を行っていただくことが、量的な拡大を終わらせた時代に果たしてふさわしいかどうかという反省も出てまいりましたわけでございまして。そこで、先ほど武田先生から御指摘もございましたように、大協石油、アジア石油等の問題も出てまいりましたので、それを契機にいたしまして、単一のグループに集約するような石油政策というものは転換をしていく必要があるのではないかと、こういう判断を持つたわけでございまして。

その転換の方法といたしますれば、単にグループ活動をすることの政策だけではなくて、いろいろな角度からの多面的な提携関係というものが生まれてきてよいのではないかと、このこととございまして、その例示として申し上げますと、たとえば原油の調達あるいは儲蓄、あるいは重質油の分解設備の開発、あるいは石油産業がもう一歩進みまして石油代替エネルギー産業にも脱皮していく、こういうような観点から、志を同じくする企業が相提携し合うというような形の新しい政策というものが生まれてくるのではないかと、こういうような判断をしておるわけでございまして、共同石油の方式を放棄したわけでは決してございませぬけれども、それなりのグループ的な役割りというものを十分尊重しながら、それだけに頼っておったという過去の石油政策から、いま例示として申し上げたようなものを媒体といたしまして総合提携関係というものを今後発展されていくべきではないか、こういうふうに判断しているわけでございまして。そういう意味合い

におきます新しい再編成への胎動というものはすでに始まっているのではないかと、思ひますし、私も、そういう動きに對しましてバックの方から支援をしていく、こういう姿勢で進めてまいりたい、かように考えている次第でございまして。

○武田委員 言われるような石油行政の失敗ではなかったかという点のことについて、十分に考慮しながら今後の対応は進めていってほしい、こういうふうに思ひます。

そこで、第二次石油危機以来、特に石油業界が最大の努力を払っているのが原油の確保にあるというのには御案内のとおりであります。産産省は、これに對して石油業法を改正しまして、これまで届け出制になっていた原油の輸入業について、許可制に改めて業界を指導していくというふうな考えだとしておられるのでございまして、この点いかがなものでございましょうか。もしそうだとすれば、そうした見直しはいつごろをめどに準備しているのか、この点についてひとつお尋ねいたします。

○志賀(幸)政府委員 お答え申し上げます。

石油業法は、先生御案内のように、昭和三十七年に施行になった法律でございまして、石油業法が施行になりました当時と比べてみますと、最近の石油をめぐる情勢というのは、これは国際的にもあるいは国内的にも非常に変わってまいっております。この間、私もいろいろと申し上げておりました。石油行政を展開してまいりましたわけではございますけれども、ただ、先ほど申し上げましたように、客観情勢が非常に変わってきているということから、そこで私も、現在省内に研究会を、これは省を挙げての研究会でございまして、これは研究会をつくりまして、石油をめぐるいろいろな現在の問題点というものを勉強し、それにどう対応していくべきかというものを現在勉強しているところでございまして。

その勉強の結果を踏まえて、しからばそういういろいろな政策課題にどうとたえていくかという

次のステップを踏んでいくことになろうかと思っておりますが、お尋ねの原油の輸入の問題、確かに原油の確保というのは非常に重要な問題でございまして、そういう面でも私もいろいろと業界も努力をしております。現在石油業法上、石油の輸入につきましても、届け出ということになっておるわけでございまして、けれども、実際問題といたしまして、先生御案内のように、国際的には石油の輸入について国際的な管理、いわゆるIEAのシーリングというふうな問題も出てまいっております。あるいは高値買いの自衛であるとかいろいろの問題が実はあるわけでございまして、そういう国際的な原油輸入をめぐる問題にこたえていくために、私もいろいろとしまして必要な行政指導によって業界を指導しておる、それによってそういう問題に對応しておる、こういうことでございまして。

これを許可制に変えるべきかどうかという点につきましては、私も今の現段階における気持ちといたしましては、石油の問題というのは非常に流動的でございまして、そういう問題に踏まえた場合に、許可制に変えることが果たして妥当かどうかという点については、まだ省内、私もいろいろといたしまして、いろいろな問題があるというふうな思っております。

なお、先ほど申し上げました、これは輸入の問題だけではなく、石油をめぐるものと全般的な問題の私どもの研究会でございまして、その勉強会の一応の結論と申しまして、報告というものは、年度内あるいは年度明けできるだけ早い時期というところで考えているわけでございまして。

ただ、一応報告が出たとしても、それを踏まえて、さらに各界のいろいろな方の意見を聞いた上で次の政策展開を固めていく、こういうことで私どもとしては現在考えているわけでございまして。

○武田委員 ところで、最近石油連盟の会長が製品値上げの意向を明らかにしたわけでありまして、こうした発言が契機で小売市場での一部値上げの動きなどが見えておるわけでありますが、こ

のことにつきまして、元売り各社からそうした打診があったのかどうか。あったとすれば、その値上げの理由、また値上げ幅はどういうようなものかという問題についてまずお尋ねしたいと思ひます。

○志賀(學)政府委員 お答え申し上げます。

現在の元売りのいわゆる建て値でございますけれども、これは昨年の六月ないし七月の初めごろまでにおきまして千円から三千円ぐらいの値下げをした形で設定されたわけでございます。その後市場価格が、最近の需給状況を反映いたしましたので、実勢価格が下がってきたわけでございますけれども、他方、昨年十二月のOPEC総会におきまして、先生御案内のように、OPEC各国が石油価格の値上げを実施したわけでございます。また、ことしの一月ごろまで続きました円高傾向というものの、最近におきましてはやや円の弱含みという形で推移してきている、こういうことから、背景がございまして、そういったことから、特に民族系を中心とした非アラムコ系の企業の経営状況は、昨年の秋ごろから悪化してまいっております。最近におきましては、かなりの赤字傾向をたどつておるといふふうに承知していただくわけでございます。

私どももいたしましてもあるいは石油業界におきまして、先生御案内のように、昨年の上期におきましてかなりの為替差益を出したわけでございます。そういった為替差益を背景といたしまして、いろいろ円レートの問題あるいは産油国側のGSPの引き上げの問題があったわけでございまして、極力価格を安定させるということと、業界におきましても努力をしてまいって、現在に至つておるわけでございます。

ただ、一方におきまして、先ほど申し上げましたように、非アラムコ系の企業を中心といたしまして経営状況が悪化してきているということとございまして、最近の業界の動きといたしまして、各企業において、最近のGSPの引き上げあるいは円レートを踏まえて値上げの検討をしていると

いうふうに承知しております。ただ、私どもの方には、まだ具体的なお話はまいておりません。

○武田委員 もしそういう動きが出てくるとなると問題だと思ふのですが、河本企画庁長官が、為替差益で今回の値上げ分を吸収して石油製品にはね返らせるようなことは通産省と相談してやらせないような方向でいくとか、あるいはまた昨年の十一月の末にわが党の長田議員が質問したときにも、森山長官が、値上げするときは円高差益の還元を考へるというような発言をなさつておられますけれども、そうした動きに対して、こういう発言を含めたやはり十分なる指導というものを考へなければならぬと思ふのですが、その点についての取り組みというのは十分お考へでございますか、その点についてお答えいただきたいと思ひます。

○森山(信)政府委員 石油の特に原油の価格の動きを見てまいりますと、先生御案内のとおり、昨年の秋は大体三十四ドル台で推移したわけでございますけれども、十二月にOPEC総会、パリ島総会で値上げが決まつたわけでございまして、その影響が徐々に始つております。

数字を申し上げますと、十二月の日本に入つてまいりました原油の価格は三十四ドル八セントでございます。それから一月になりまして三十五ドル七十八セント、それから二月が三十七ドル二二セントというふうに、OPECの値上げの影響が出てまいつたわけでございまして、昨年の六月時点に比べますと、すでに数ドルに近い値上げが行われているということでございます。

私どもは、基本的には、現在の需給関係を考へまして、仮にOPECの値段が上がつてきても、従来の為替差益というものを背景にいたしまして値上げというものはそう安易に考へてもらつちや困るというのが基本姿勢でございます。従来そういう方針で臨んでおつたわけでございまして、ただ、先ほど石油部長からお答え申し上げましたとおり、会社によりましては原油の値段を相当高く買わざるを得ない会社もございまして、例示と

しては、アラムコ系以外の会社につきましては、先ほど私が申し上げました平均の数字よりもある程度高い原油を買わざるを得ない状態になっておるわけでございまして、ますます原油価格の上昇というものが悪い影響を与えておるということとでございます。その分は従来の為替差益で何とかがばつてほしいということで、いままでがらばつてもらつたわけでございすけれども、今後につきましては、やや問題が出てきたんではないかということとでございます。特に、いま申し上げております非アラムコ系の会社につきましては、大変な赤字を出しつつある現状でございますので、そういうことも踏まえまして今後の対応を考へたいと思ひますけれども、基本的には、為替差益を背景にいたした企業努力というものをなお一層期待をしたいというのが私どもの考え方でございます。

○武田委員 この点につきまして、大臣から、そうした指導というものを十分にしていかなければならないと思ひますし、やはりそれが国民生活に對する大きな安定の、要するに国民の生活の保護という問題にもなるわけでございすから、今後の対応というものについての大臣のお考えというものをひとつここで聞かしていただきたいと思います。

○田中(六)國務大臣 石油業者三十数社あるわけでございすけれども、一時確かに差益というものがございすけれども、その後、昨年の暮れのOPECの総会以来、かなりの大幅な原油の値上がりがあり、そのOPEC諸国から発表され、現実にはそれが実行されて、円高差益というものがほとんどなくなつておる段階で、特に民族系とそうでない会社の格差はかなりひどいものがございます。まして、すでに民族系の会社では一日一億円ぐらゐの赤字というようことが内々言われております。したがつて、私どもは物価政策といたしまして、石油製品の値上げということは物価に響きますし、私ども政府の考え方と狂つてくる可能性もあります。しかし、石油業界のそういう一日一億

の赤字というようことが、またこれに悪循環しますと、かえつて社会不安を起すおそれがあります。そういう点は私ども、物価の値上りを防ぐというようなことを考へつつ、またこれらの問題にも対処しなければならぬというふうに思つておりますけれども、まず当面、物価対策ということが表に出ておりますし、そういう点を配慮しつつこれが対策を進めてまいりたいと思ひます。

○武田委員 それでは、法案の申身について質問してまいります。

〔委員長退席、辻英委員長代理着席〕
まず最初に、この法案が今回提出されるに至つた経緯につきましてお尋ねしたいと思ひます。

○志賀(學)政府委員 お答え申し上げます。

私どもの基本的な認識といたしまして、LPGの輸入依存度が非常に高まつてきた、またその供給先はかなり中東に依存しておるといふ問題がございす。それから他方、その需要面で見ると、急速な需要の拡大、特にその需要の構成を見ますと、家庭、業務用が四割ぐらゐ、それから中小企業の燃料を中心とする工業用というのが二五割ぐらゐ、タクシー用を中心といたします自動車用が一三割ぐらゐ、そのほか都市ガス、電力、化学工業用に使われているわけでございすけれども、いずれにいたしましても、国民生活に非常にかかわり合ひの深い分野でLPGが広く使われている、こういう実態がある。

この両方をにらみ合せてみますと、もしLPGの供給というものに支障が出ますと、国民生活その他に非常に大きな影響が出るということで、そこで安定的な供給を確保する必要があるのではないかと、そのためには備蓄をすべきではないか、こういう問題意識をまず持つたわけでございす。

そこで、私どもの通産省に石油審議会というのがございまして、その中に石油部会というのがございす。その石油部会の中にさらに専門委員会をつくつていただきまして、そこでLPGの備蓄

についていかにあるべきかというのを、いろいろな先生方にお集まりいただきまして御検討いただいたわけでございます。

その答申が出ましたのが昨年の一月でございます。それで、その昨年一月に出ましたLPG備蓄についての御意見というものを踏まえて、今回御審議をお願いしております備蓄法の改正案というものを御提出いたしました次第でございます。

○武田委員 聞くところによりますと、業界の方からかなりの不満もあるようでございます。また、大蔵との話し合いもうまくいかなかったというところで昨年は見送ったというような話もあるわけでありまして、今回提案するに当たっては、業界等の不満やそういうものがないものかどうか、業界との協議はどういうふうになっているのか、その点の心配がないものかどうか、簡単に結構ですからひとつ聞かしていただきたい。

○志賀(学)政府委員 お答え申し上げます。

先生ただいま、昨年の一月に報告が出てそれを踏まえて法案作成をした、この前の国会にお出ししようとして考えたところ出せなかった、それは関係者との調整がつかなかったからではないかという御指摘がございましたけれども、確かにいろいろな面につきまして関係者との話し合いがつかなかった、調整がつかなかったということも御提出ができなかった、こういういきさつがございます。

今回この法案を御提出するに際しましては、助成措置につきまして大蔵省とよく話をいたしました、従来から私もいろいろ考えておりました助成措置について、当方の希望には沿った形で助成措置が講じられた、そういった助成措置を踏まえまして関係業界におきましてもこの法案について賛成ということで、関係業界はこの法案について賛成をしているというふうに承知しております。

○武田委員 次に移りますが、多くの量のLPGを輸入しているわけでございますけれども、その輸入している相手国というのは中近東が非常に

多いということ、輸入国の中でも中近東の占める割合が一・六割ですか、特にサウジ、クウェートというところが非常に多いわけでありまして、こういうある特定の国だけに依存しているということも、ある面では非常に心配だと思えます。特にこういう地域は非常に裕福なところでございまして、金は見るのもいやだと言ふのだそうでありまして、非常に裕福であるだけに、いついかなる事態が起こるかもという心配はあるわけでありまして、そういう意味で備蓄というものを非常に急ぐ一方、国内の備蓄基地の計画を進めなければならぬわけでありまして、私は、それ以外に、今後

ばかにそういうLPGガスの産出可能な地域というものを調査しながら、その国との経済協力等において自主開拓の道も大いに考えながら、輸入先の多元化といえますか、そういうものを考えておくことが今後の対応には欠かせない大きな問題だと思ふのでございます。そうしたことについて当局はいかがお考えか、その点についてお尋ねいたします。

○志賀(学)政府委員 先生のおっしゃるとおりでございます。現在の日本の輸入先というのは、五割がサウジアラビア、それからクウェートが二、三割、そのほかアラブ首長国連邦、イランというふうなところになんか傾斜しておるといって、中東依存が非常に高いわけでございます。これは一つには、LPGと申しますのは石油を産出する際の随伴ガス、この中から分離して生産する、こういうことからどうしても産油国に偏る、こういう側面が確かにあるわけでございます。ただ、先生御指摘のように、余り特定の国あるいは特定の地域に多く依存するということは、安定供給確保という観点から望ましいことではございません。そういう面から申しまして、私ども

としてもできるだけ広く多角化していくという方向で、先生御指摘の相手国との協力関係の強化であるとか、そういったことを含めまして、できるだけ地域が多角化というものを進めてまいりたいというふうに思っております。

○武田委員 そこで、具体的にいまどの方面、どの地域にそうした対応をなさろうという考えをお持ちであるか、お聞かせいただきたいと思うので

○志賀(学)政府委員 今後わが国が中東以外のところから石油ガスの供給を受けていく、こういうことを考えてまいります場合に、その地域における輸出余力、こういった点が問題になってまいります。そういった点からなめてみますと、今後LPGの増産を進めていくという地域といたしましては、アフリカあるいは北海、メキシコ、そういうところからLPGの増産を計画しておるといふふうに承知しております。

確かにこういった地域になりますと、地理的にやや遠くなります。そういうことで、フレートの問題なども出てまいりますわけでございますけれども、私も、私どももいたしましては、供給の安定という面から、こういった地域からの輸入というものにつきましても、その具体的なプロジェクトが出てきた段階で前向きに検討していくことが必要であろうと思っております。

○武田委員 次に、現行法に基づく施行細則について、早い時期に策定されると思うわけでありまして、次の二点についてちょっとお尋ねいたします。まず第一点は、LPGガスの二次基地における在庫の算定方法をどうするのか、在庫をカウントするかという問題であります。

もう一つは、備蓄取り崩しの基準はどうなっていくのかという問題。これらの点についての御見解をひとつお聞かせいただきたいと思ひます。○志賀(学)政府委員 今回御審議をお願いしております法案では、輸入業者の輸入LPGについての備蓄義務ということで考えているわけでございます。したがって、原則的には、大部分の場合には石油ガス輸入業者の輸入基地が助成その他の施策の対象になってくるというふうに思っているわけでございます。ただ、石油ガス輸入業者につきましても二次基地というのがございます。そ

の二次基地にも輸入されたLPGが搬入されるということが現にあるわけでございます。ただ、輸入LPGだけではなくて、二次基地の場合には国内生産のLPGも同時に蓄えられる、こういう形になるわけでございます。そこで、私どもの考え方から申しまして、輸入されたLPGについて備蓄義務を課していく、こういうことであるわけでございますので、その辺の区分をしていくことが必要であらうと思っております。で、それをどういう形でつかまえていくかという点については、実態をよく調べまして検討してみたいと思っております。

いずれにいたしましても、この法案の条文中で申しますと十條の四の第二項、そこに十條の四の第二項に基づく省令というのがございます。その省令で、具体的にその保有の場所を定めるわけでございますけれども、その中でいまの問題を取り扱っていくかと思っております。

それから、LPGの備蓄の取り崩しの方法でございますけれども、普通の場合には、備蓄のために蓄えられておりますLPGというのは、まさに備蓄されていなければいけないわけでございます。ただ、石油備蓄法の八条というのがございます。これは従来の石油備蓄についての規定でございますけれども、それがLPGの備蓄についても準用がされております。したがって、この八条の規定に基づいて、備蓄のLPGにつきましても必要がある場合には取り崩しを認めていく、こういうことになりまして、

この八条と申しますのは、第一項と第二項に分かれておるわけでございますけれども、第一項は、個々の輸入業者のやむを得ない個別の事情に基づく緩和の規定でございます。それから第二項方は、一般的にLPGの供給が不足する場合の緩和の規定でございます。したがって、通常の場合には、いま申し上げましたように石油備蓄法の八条に基づいて、必要がある場合には基準備蓄量の軽減という形で取り崩しが行われる、こういうことになりまして、

なお、さらに、非常に大幅な供給不足が起るというような場合があるわけでございます。そういった場合、石油需給適正化法の発動というような事態になった場合には、石油備蓄法のこういった備蓄義務というのが解除されるわけでございます。石油需給適正化法に基づく生産計画等に基づいてこの備蓄の取り崩しが行われる、こういうことになるわけでございます。

○武田委員 次に、LPGガスの利用拡大の問題で
お尋ねいたします。

今後新たなエネルギー需要にLPGガスを充当することにしましての政府のいろいろな考えがございまして、具体的に、先ほどもお話をいたしましたように、工業、電力、都市ガス用あるいはまたタクシー用に限定されている自動車用のLPGガスの使用を、やはり積極的にもっと普及のために推進をしていかなければならないのじゃないかと思ひます。特にタクシー用に限定されている自動車用というもののについて、いま具体的にどういうものがその方向へ動きかけているか、今後どういうものがその実現の可能性を秘めているかというところについてのお考えをひとつお尋ねいたします。

○志賀(学)政府委員 お答え申し上げます。

先生御指摘のように、LPGの新しい需要の開拓と申しましうか普及ということにつきまして、私も積極的に取り組んでいくことが必要だろうというふうに思っております。

で、自動車の場合について申しますと、現状におきましてはタクシーに使われているということとでございまして、タクシー以外の自動車についてもLPGガスを普及させていく動きがすでにでてまいっております。石油ガスの販売業界において、その業務用の自動車への普及についても取り組んでいるというふうに承知しております。私もそういったしきとして、必要なる協力をやっていくことが適当ではないかというふうに思っております。

ただ、自動車の場合について申しますと、一つの問題は、オートスタンドの整備といったようなことも実はございます。そういった点を含めて検討していくことが必要であらうというふうに思っております。

また、そのほか、自動車の場合には、普通の乗用車の場合にはガソリンとの問題でございましてけれども、トラック等につきましては燃料からLPGへの転換、こういうことにならうかと思ひます。そういった、ある意味でLPGへの転換というものは、供給の安定が特に必要とされております。石油の中間三品対策という観点からも考えていくことが必要だろうというふうに思っているわけでございます。そういう意味合いで申しますと、現在農業関係でもA重油が使われておりますがディーゼルハウスにつきましては、LPGへの切りかえの検討というものも行われているというふうに承知しております。

○武田委員 いま具体的な問題が出ましたけれども、たとえばスタンドの問題とかあるいはまた出足が非常に弱いというふうな一つの機能の問題で、すかね、そういうものもあるし、いろいろとまだ対応しなくちゃならないと思うのですが、たとえば郵便バスみたいなものあるいは電報局の車のようなものは同じ地域を大体的に動いてくわけですから、そういうものなんかにはもう義務規定でそれらの方を使えというふうなことをしても差し支えないのじゃないか、これはいつでも対応できますから、それから、いまディーゼルハウスの問題も出ましたけれども、これなどもいろいろ聞いてみますと、重油を使う場合と比較してガスを使った場合の方ができてる品物がいいというわけですね。農業用にはこれは非常に向いているのではないかとこの意見が強いわけですし、よく検討しまして、そうした対応でやはりきちっと、いいものはいいという方向の指導性を発揮すべきじゃないか、こういうふうにも思ひます。ですから、今後のこういう利用方向というのは十分にやはり当局としてもお考えをいただきたい、こういうふう

うに思ひますので、ひとつ対応をよくなさっていただきたい、こういうふうに思ひます。

そこで、次にもう一つの問題は、LPGガスの導入及びその活用を推進するため石油代替エネルギーの導入方針と同時に、LPGガスの導入方針の策定についても検討はしなければならないのじゃないか、こういうふうには私は思ひますが、いかがでしょうか。

○志賀(学)政府委員 お答え申し上げます。

先ほども中村先生の御質問に対して長官からお答え申し上げたわけでございますけれども、LPGのエネルギーとしての位置づけ、現在御審議いただいております法案の意味合いというのは、そういう意味も持っているというふうにお答え申し上げたわけでございますけれども、私どもといたしましては、LPGについて本法案において位置づけを与え、同時にまた、エネルギーの長期暫定見通しにつきまして、LPGのクリーンなエネルギーであるとかあるいは使いやすさとかあるいはローバルに見てむだにされておる資源を有効に使う意味があるとか、そういったいろいろな点をにらみ合わせまして、この長期暫定見通しにおきまして、六十年度的に二千万トン、六十五年

度において二千六百万トンでございましたか、七十年度的に三千三百万トン、こういったような非常に大きな輸入の増加目標というものを立てているわけでございます。そういった中でLPGについて私ども、エネルギーとしての位置づけというものを与えているつもりでございます。そういった暫定見通しその他を踏まえて、私どもとしてこのLPGの利用の促進というもののについて、先ほど申し上げましたようないろいろな各界の動きについて積極的にこれをフォローし、必要な助言、指導をやつてまいりたいというふうに思ひます。

○武田委員 次に、石油業法第十二条の「石油輸入業者の届出等」につきましてお尋ねいたします。この十二条に基づくLPGガス輸入業者というのは十六社に限られているというわけでありまして、

が、今後要件が満たせば新しいものをふやしていく方向なのかどうか、あるいは十六社で抑えておくものかどうか、その方向というものをひとつ聞かしていただきたい。

○志賀(学)政府委員 現在、石油業法に基づきます輸入業者としての届け出をしておる企業の数、LPGについては十六社でございます。このLPGの輸入業者の扱いをどう考えているかというところでございまして、私どもの基本的な考え方というのは、どういった輸入体制というのがLPGの安定的な輸入という面から見ても適切であるか、こういう観点から私どもとしては輸入業者の扱いというものを考えているわけでございます。

そこで、国際的に産ガス国の問題をなめてみますと、一つにはLPGについての産ガス国の支配力というのが非常に高まっております。昔はメジャーが支配しておった、最近においてはイランとかクウェートにおきましては一〇〇%産ガス国が支配しておる、こういったようなことで、相手国政府の発言力というのが非常に強くなっているわけでございます。

また一方、消費国サイドを見ますと、IEAのいわゆる石油の輸入のシーリングについては、その中にLPGが含まれていて、石油の輸入量につきましてはかなり国際的な管理が盛まっている、こういう状況でございます。できるだけ石油の輸入というのを抑制的にすべきではないか、こういう国際的な動きがあるわけでございます。そういった中で考えてみますと、恐らく、シーリングとの関係から申しますと、LPGの輸入というもののについても、私どもの判断としてはかなり伸び得るというふうには思っておりますけれども、そこにおのずから制約がある。そういった中で余り輸入が細分化されてまいりますと、どうしても量が少なくなつてまいります。

そうなつてまいりますと、産ガス国との関係で今度は見えますと、相手国との交渉力と申しましうか、そういった点でいろいろな問題が発生

してゐるのではないかという問題もあり得ます。それから価格という面につきましても、やはり価格面でも産ガス国の発言力というのが非常に高まっているわけですが、それによっても、余りLPGのいわゆる輸入競争という様なことが行われますと価格が上がりという様な問題にも発展し兼ねない、こういったような問題がございます。

そういったようなことを総合的にながめながら、どのような体制が一番いいかという点について私どもは対応しておる、こういう状況でございます。

○武田委員 次に、備蓄による費用というのは莫大なものがあるわけですが、それが五十日備蓄が達成される六十三年にはトン当たりどのくらいの価格になるものか、そのときの小売価格というものと与える影響というのはどのくらいあるか、これをひとつお答えいただけますか。

○志賀(学)政府委員 お答え申し上げます。先生から御指摘がございましたように、LPGの場合には備蓄コストがかなりかかります。私どもの試算では、備蓄タンクの建設あるいは備蓄LPGの購入、そういった資金負担を見ますと、恐らく約六千億円ぐらいの資金負担がかかるであろうというふうに見ているわけでございます。

そういったことを踏まえまして、その資金についての金利であるとかあるいは経費その他を勘案いたしまして、五十日備蓄が達成された六十三年度、その時点でどのくらい備蓄コストがかかるかという点を試算してみますと、輸入されるLPGトン当たり直しまして約三千六百億円ぐらいの備蓄コストがかかるだろうというふうに思っております。

この結果、どのくらいLPGの小売価格に影響するかという点でございますが、LPGの小売価格のとり方にもよりますが、仮にことし一月の家庭用の石油ガスの小売価格をベースに

て考えてみますと、一、二%の引き上げ要因になるというふうに思っております。

なお、申し落としましたけれども、政府助成もございまして。そういうことから申しまして、トン当たり三千六百円ぐらいのコスト増と申しますけれども、政府助成というものを考慮いたしますと、大体キログラム当たり三円ぐらいの値上がり、それを小売価格という面から見ますと一、二%の引き上げ要因、こういうことでございます。

○武田委員 備蓄によって一応安心して供給ができるということはあるが、反面、そうした膨大な経費の国民生活への負担というものが大きくなつてくればこれは心配でございますし、そういう点での対応としては、いま国の助成の問題も出ましたが、業界自身の経営努力等もあわせて十分対応していかなければならないと思うわけであり

ます。その点につきまして一つお尋ねしますが、LPGガスの販売業は、中小企業近代化促進法に基づき特定業種に指定されて構造改善を図ることを目指してきているわけでありまして、その進展の状況をひとつお聞かせ願いたいと思うわけであり

ます。

○志賀(学)政府委員 お答え申し上げます。ただいま一、二%の小売価格の引き上げ要因になるというふうに申し上げたわけでございますけれども、私どもの基本的な考え方としては、この備蓄コストがかかるわけでございますけれども、それができるだけ小売価格を通じて国民の負担にならないように努力していく、こういうことは必要だろうというふうに思っております。

そういう意味合いもございまして政府助成を請じておるわけでございますが、同時に、やはりできるだけ企業努力によってそれを吸収していく、できるだけ小売価格へのはね返りというものを抑制していくということが必要だろうというふうに思っているわけでございます。そういう面からこのLPG販売業界の近代化、合理化ということは必要であろうというふうに思っております。

LPGの販売業につきましては、中小企業近代化促進法に基づきまして、昭和五十三年に構造改善事業への移行のための前提といたしまして特定業種に指定をしたわけでございます。その後、業界におきましてこの構造改善計画の策定への動きというものが次第に出てまいりまして、現在までに構造改善事業計画を作成し、実施に移っておりますのが三県でございます。これは具体的に申し上げますと鳥根、岩手、高知と、こういった三県がすでに実施に移っておりますことでございます。現在、具体的にこの構造改善事業計画を作成するというところで作業を進めておりますのが北海道、熊本、静岡、神奈川と、こういった四地域において具体的な作成作業が進んでおるという状況でございます。

〔辻(英)委員長代理退席、委員長着席〕

そのほか、最近におきましては業界においてこの構造改善事業への関心というものが非常に高まっております。三十都道府県にわたる業界におきましてこの構造改善事業の勉強と申しまして、うかが、そういったものが進められておるという状況でございます。

いずれにいたしましても、私ども、この構造改善事業と申しますものは一つの都道府県の過半数の企業の方が参加しないとできないとか、いろいろ困難な問題が実はあるわけでございますけれども、せっかくいま申し上げたように業界としてこの構造改善への関心が高まってきた、こういうことでございまして、中小企業庁ともよく連携をとりながら、そういった動きに対して積極的に指導し、助言をして、できるだけ多くの都道府県において構造改善事業を実施していただく、こういう方向に持っていきたいというふうに思っております。

○武田委員 これは、やはり業者の実態をよく調査、把握しながら手を打たないと、いろいろと都合が起こればと思つております。特に業界の足並みが非常にそろわないということも大きな原因でしょうが、しかしながら、過当競争による、売

り上げを一生懸命に上げることによって——中小、零細が多いですから、どうしても家庭の中で人を使わないでやっていると、かかるといふまじ、そういうことで、やはりそういう売り上げを一生懸命に上げようというところは、大事なことでございます。そのために努力を払う余り、その他の配慮、たとえば保安の面もつと厳しい対応とか、そういうものに欠けがちなではないかという、そういう心配もされておるわけです。

たとえば品物を届けた際に、最近いろいろ事故がありまして、後で質問するのですが、そうしたことに對する対応等を指導しながらお得意様にサービスしていただくということなどしなければならぬ問題もあるし、また、こういう交通量が非常に多い時代でございますし、こういうものによつての事故というものが考えられる。その他、合理化すればもっと値段的に下げられるものが、余りにもロスが多くて、それが消費者への高い価格となつてはね返っていくという様な、いろいろな要素を持っておると私は思うわけです。ですから、ひとつ、わずか三県、いま作業中が四県などという様な、そんな低迷したような状態というのは、これはやはりひとつ指導を強化しまして推進をしなければならぬと思うのです。その点の努力を、こういう機会に一層していただ

きたい、このことを私は要望しておきます。次に、いま申し上げましたLPGガスの販売業者というものは、全国で約四万一千軒とあるのは四万五千軒とも言われているようでありまして、いま申し上げましたように、中小、零細な業者が非常に多い、こういうような実態はお認めだと思つておりますが、特に家庭用につきま

しては、全国で都市ガスが一千五百万世帯、一千八百万ですか、そのくらいあるわけですね。ですから大体六〇%ということでございますが、非常に普及しまして、役割も重要で、しかしながら、私は宮城県であります、仙台市等は都市ガスが進んでおつても、その仙台の中の一部はまだLPGガスのところもございますが、どうもLPGガ

○武田委員 これは大量輸入しなければならぬ、設備なんかかなりのものがかかるということで、大口でなければならぬということになります。であるならば、たとえば東京とか大阪のような大都会には、こういうもので置きかえていくという方向というものが考えられないことはないというふうな方向ですが、いま安定的にLNGが入ってくるというふうな話を聞きましたけれども、しかしながらそれだっただけでなく、かわかぬという不安はやはりあるわけですから、こういう問題についての今後の対応というのは地域的に全国的にというわけにはいかぬと思いますが、そういうものに対応できるような備蓄というものを検討する方向はいまから必要じゃないか、こういうふうには私は思っているのです。ですから、その点も今後の課題として御研究いただきたい、こういうふうには思います。

時間の関係で、最後に一問お願いしますが、これは一番問題なのは安全、防災の問題だ、こういうふうに思います。事故が非常に少ないんだというふうに強調されているわけでありまして、けれども、しかしながら、私がいろいろ見ますところによると、事故は結構起きている。ですから、安全性の問題、防災の問題につきましては、もうより以上の万全の措置を私たちは望むわけでございます。そういう意味で、当局としましてその対応につきましてどのように取り組んでまいられるか。この問題、一つは常時点検の問題がございまして、体制の問題。それから保安担当者の教育訓練という問題もございまして、要するに、そういうような問題を含めまして、それからもう一つは、家庭での爆発事故というものが非常に多い、死傷者もかなりある、そういうものを踏まえての対応というもののについての御見解をひとつお聞かせ願いたいと思うのです。

○松村政府委員 お答えいたします。いまお話しされましたように、石油ガスの輸入基地につきましては、現在までのところ、そう大した災害というものは、特に最近では少なくなつて

いるということでございます。

また一方、家庭用のプロパンの事故につきましては、これは各種の努力をいたしておりますけれども、なかなか災害の減少ということに結びついていないという面もあるわけでございます。かいつまんで申し上げますと、最初に輸入基地でございますけれども、輸入基地の保安、防災上の点検につきましては、防災組織というものをつくっております。高圧ガス取締法に基づきまして、事業者は保安管理組織を定め、製造保安の責任者免状を持つていて有資格者の中から保安統括者でございますとか、そういった保安要員を選任するシステムになっていくわけでございます。これらの保安要員等が石油ガスの製造のための施設の維持、製造の方法の監視その他の技術的な事項を管理しているわけでございます。

また防災設備につきましても、高圧ガス取締法におきまして保安についての技術上の基準を定めております。たとえば申しますと、石油ガスのタンクの周囲には防液堤を設置する、また石油ガスの設備については温度上昇の防止設備あるいは安全弁を設ける、また石油ガスのタンクに取りつけた配管につきましては緊急の遮断弁を設ける、また製造施設については防火設備あるいは消火設備を設けるといったようなことが事業者に対して義務づけられているわけでございます。等々、高圧ガス取締法、及び当該地域が石油コンビナート等災害防止法に基づく特別防災区域に指定されている場合には、同法に基づきまして事業所内の自衛防災組織の設置といったようなことが義務づけられているわけでございます。

こういふことから、現在のところは、先ほど申し上げましたように、非常に大きな災害ということとは幸いに防止できているという現状でございます。次に、家庭用の事故でございますけれども、家庭用のプロパンにつきましては、御承知のとおり、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律という法律がございまして、この法

律とそれからいま申し上げました高圧ガス取締法の二つの法律によって規制をいたしているわけでございます。

かいつまんで申し上げますと、液化石油ガスの販売事業者につきましては、これは許可制といたしまして、販売施設の技術基準に適合しているかどうか、あるいは販売の方法が基準に適合しているかどうかといったような点についてチェックをいたしているわけでございます。また消費者の設備につきましても、これについては技術基準を定めまして、それに適合するように二年に一回以上という定期的な調査、点検を行わしているということでございます。また、一般消費者の保安知識を高めるために販売者に義務を課しまして、保安上必要な事項を一般消費者に周知させるという義務を負わせているわけでございます。

こういふことで、家庭用プロパンについても保安対策を進めているわけでございますけれども、やはり家庭用の場合には、これは一番問題は販売者が保安について強い関心を持つこと及び消費者に対して保安上の啓蒙活動を十分に行うこと、この二つであるかと思ひまして、そのような線で指導をいたしているところでございます。

○武田委員 そこで、ガス火災による事故をちょっと見てみますと、五十四年の例を一つ申し上げますと、LPガスによる火災が四千二百四十九件、都市ガスが三千四百八十六件なんです。それで死傷者は、LPガスの場合は百九人、負傷者が千二百六十七人、これは多くは住宅、一般住宅あるいは共同住宅を含めまして、両方合わせますと、これは大体六千件くらいですかね。すなわち、一般住宅でのものが圧倒的に多いということですね。それから飲食店とかでもかなりあります。が、消費者、いわゆる住宅でのものでいう事故というものが圧倒的に多い。

それで、その原因というのを調べてみると、いまおっしゃったように、消費者の不注意によるものであるというものは、これは圧倒的に多いのです。が、そのほかに器具の欠陥とか不良工事、点検不

備等による、いわゆる消費者以外の責任というものもやはりかなりあるわけです。

こう考えますと、一番こわいのがやはり家庭における負傷あるいは死傷の問題です。この問題、いまいろいろと具体的な方法をおっしゃいましたけれども、実際問題としてまだまだ不十分だ、私はこう思うのです。たとえば点検などにしても、果たしてそれがきちとなされていくかどうかという実態というものを調べたら、これは私は非常に問題だと思ふのです。この間の宮城県沖地震などでは、やはりこれが非常に問題になりました。いま仙台市等を中心として取り組みを一層厳密にやっているようでありまして、私も、もともととやはりその指導、対応というものをやっしてほしいという、この点がまず一つです。

それから、やはりこの教育といいますが、PRというものが非常に多いと思ふのです。テレビあるいはまた学校教育等々の中における、いわゆる生活のあらゆる場面でのガスに対する、ガスがこれから恐らくも中心的存在になっていくときに、きちとそういうものを体で覚えさせるという、そういうものに欠けているんじゃないか、私はこういうふうに思ふのです。そういう面の配慮もあわせて今後のガス普及のそういう推移に際しての対応が必要だ、こういうふうに思ふので、重ねてその点につきましての対応に対する取り組みを、最後に大臣にひとつお聞きしたいと思うのでございますが、時間でございますので、御答弁いただいて、終わらしていただきたいと思ひます。

○田中(六)國務大臣 武田委員の御指摘のように、LPGの普及、これは家庭にとつて非常に大切でございますし、それだけに事故ということも私どもはまず第一に考えなければなりません。したがって、災害防止のためには、いままでもある程度やっておりますけれども、今後より一層安全性の確保ということに頭を置いて行政指導を行っていきなさいというふうに考えます。

○武田委員 終わります。

○野中委員長 次回は、来る二十日午前九時五十分理事會、午前十時委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。
午後一時四十二分散會

